

報復戦争と日本～すすむ日本の参戦体制

―自衛隊派兵法強行とPKO法改悪―

佐藤 光雄

同時多発テロと米軍による報復戦争は、今日の世界平和・日本の進路、21世紀の平和と民主主義、生活擁護運動をめぐって、大きな問題をなげかけている。

アメリカの「ショー・ザ・フラッグ」の呼びかけに応え小泉内閣と与党三党は、日本の自衛隊が、戦後はじめて戦闘行為のおこなわれている地域に海外派兵を行う「参戦法」、「自衛隊法一部改正」を強行した。この機を絶好のチャンスとばかりに、PKO法の改悪までも、臨時国会終日の12月7日に強行採決した。

憲法じゅうりんの自衛隊海外派兵の際限ない拡大に道を開く、悪法の数々について、国民はその中身をほとんど知らされていない。

自衛隊法の一部改正では、1985年に廃案になった「国家秘密法」の一部をちりばめ「防衛秘密」漏えいの罰則強化や、報道関係者にも「一教唆し、又は煽動した者」などと懲役刑まで導入した。

来春の通常国会には、超党派の国会議員でつくる憲法調査推進議員連盟（会長・中山太郎元外相）が、憲法改正国民投票法案を議員立法で提出する方針を決めた。さらに政府は、政府統一見解として歴代自民党政府が、まがりなりにも堅持してきた「集団的自衛権行使は憲法第9条があり禁じられている」を破棄する方策をさぐり、2002年の通常国会に「有事立法」を上程する姿勢を示している。いま、このような異常な事態の進行について、一刻も早く、事実を直視し、広汎な国民に知らせ、対話と討論を深め、中止を求める共同行動をくり広げることが緊急に求められている。

日本国憲法じゅうりんの連続

政府は10月5日、三法「テロ対策法案」（略称）

「自衛隊法一部改正法案」、「海上保安庁法の一部改正法」を上程した。参院予算委員会審議は与党三党が、質問を次々と省略し、全閣僚出席審議の衆院審議を急ぎ、生活関連審議を放棄した。10月10日、衆院本会議で、趣旨説明、質問、ただちにわずか45人で特別委員会設置、11・12日両日、特別委で審議、13日は土曜日であったが、参考人質問とはいえ、戦後はじめての審議が行なわれた。14・15日は小泉首相が中国でのAPECに出席し審議がなく、16日、衆院特別委採決、午後、本会議で採決を行なった。わずか5日間、32時間の審議だ。ちなみに99年の「戦争法」は12日間、94時間、91年の「PKO法」は17日間、74時間であった。参院は、批判をかわすため「公聴会」を開催したが、わずか4日間の審議だった。

いかに異常きわまる国会審議であったかうかがえるが、歴史に残る暴走行為の連続だった。

「参戦法」「自衛隊法一部改正」は、憲法にかかわる重大問題であり、現実には起きているアメリカの一方的な戦闘行為への自衛隊の参戦の道を開いた。日本の自衛隊は、憲法第9条により、戦後56年間、一度も海外で人を殺さず、死ぬことはなかった。

今回の「派兵法」は日本国憲法の、平和的、民主的諸条項5つの柱をことごとく、じゅうりんする。

① 国家主権と国民主権―日本は米軍基地130か所以上、全土米軍基地国家であり、ベトナム戦争・湾岸戦争の後方地域支援として出撃基地となり、130億ドルを支出した。米軍を支え続ける戦略的貢献は、日本の国家主権を投げ捨てて、世界最大といえる。

「米同時テロで各国首脳が次々と米国支援を表明するのを見て、外務省は焦った。人的貢献が

ないため『日本は現金自動支払機』と言われた湾岸戦争の記憶がよみがえったのだ。～戦争終結時に掲載した感謝広告には多国籍軍28か国の名前はあったが、日本の文字は見えなかった。～軍事アナリストの小川和久氏が93年に『日本の価値』という本を書き、日本の貢献に触れた。それによると、湾岸戦争で日本と中東を往復した米オイルタンカー、弾薬補給船は延113隻。米海軍と海兵隊の弾薬と燃料のすべて、空軍の弾薬の80%を日本列島で支えたとしている。～これらを背景に戦略的根拠地（補給・兵たんプラス情報）として在日米軍基地が、喜望峰からハワイ西の西経160度線まで、『地球の半分』で行動する米軍を支え続けてきたという分析だ。～思いやり予算を含む01年度の米軍基地対策経費は5326億円。沖縄関係経費5667億円の中にも駐留軍関係費が含まれ、自衛隊との共用も含め100か所を超える米軍基地の提供（無料）のこともある。～小泉首相は『基地の提供をしているから十分だとは思っていない』とかわした～（10月24日、毎日「社説」「視点」）。一寸ながい引用であるが、日本の対米協力の実態をよく表現している。

今日、日本の軍事費は年間5兆円を超え、予算比6パーセント台、国税約50兆円の10パーセントにあたる。これに対し、国民の社会保障費は81年度29パーセントが、こんにちでは18パーセント台に落ちこんでいる。

② 恒久平和（憲法前文・第9条）－「前文と第9条との間に『すき間』がある」（小泉首相発言）。はじめて、海外に自衛隊が米軍と一体行動。「戦争しない国から戦争する国へ」

③ 基本的人権－憲法第11条～40条に定める基本的人権の各項目に違反。国民と自衛隊員と家族の人権侵害。専守防衛から集団的自衛権行使に踏み出す。

④ 議会制民主主義－国民に法律の中身を知らせないための超最短審議。参戦法の基本計画の決定と変更、その内容について、事前に国会にはかることなく、事後承認でよいとするのも、

議会制民主主義の破壊である。

⑤ 地方自治－9月21日以降、原潜入港すら無通告。「周辺事態法」解説では、オペレーション（作戦）にさしざわり、治安不安を引きおこす恐れがあるため、地方議会決議や意見書は無視をしている。渉外知事会（米軍基地のある14都道県）と政府との間で矛盾激化。

テロ根絶は、“法と理性で”、これに逆行の「参戦法」「自衛隊一部改正」

テロの根絶は、“法と理性で”、「報復戦争中止・難民支援・自衛隊の海外派兵反対」で同時多発テロ発生以降短期間のうちにさまざまな行動がくりひろげられた。

9月28日、10月11日には日比谷野音で約4000人の集会と国会デモ、10月23日には、明治公園で国民大運動主催による生活要求と結合した「報復戦争中止・自衛隊の海外派兵反対」で全国から結集した2万5千人の集会デモも行われた。

10月10日には、全労連、民主諸団体、平和団体、婦人・青年団体、16団体による「共同センター」をたちあげ、翌11日から、参院本会議で強行採決が行われる日まで、朝8時半から国会傍聴、昼は議員集会、午後は議員要請行動や傍聴行動が連日取りくまれ、第21次を数えた。

この間、宗教者・市民団体との共同行動が3回、国会議面や国会周辺で展開された。小泉首相やブッシュ大統領宛のハガキは37万枚をこえ、署名は約32万人分が集約された。FAX、メールによる広汎な抗議、要請行動が広がり、特に、青年と女性の行動のたちあがりが顕著だった。全国各地でも連日、集会デモなど創意工夫した行動が短期日のうちに展開された。

この間のさまざまな取り組みを通じて、同時多発テロと報復戦争の問題では、以下の3点が重要である。

① テロは絶対に許されない人類社会への犯罪であり、その根絶は平和な21世紀を実現していくうえでも不可欠の重要な課題であること。

国際・国内動向

② テロ根絶のためには国連憲章と国際法にもとづく裁きをもとめる国際社会の団結した努力が必要であること。テロを計画・組織・支援した実行者を法にもとづいて訴追し、事実と道理にもとづいた厳正な処罰を求める国際世論を喚起することこそ唯一の道である。

③ これに反した米軍の軍事行動は、テロ根絶に重大な障害をつくり出しており、軍事攻撃の中止は、テロの根絶のためにも、人道上からも早急の課題になっていること。にもかかわらず、米軍の報復戦争に、日本の自衛隊を参戦させることは、逆にテロ根絶の道からはなれ、これまで良好な友好関係を保持してきたイスラム諸国から、日本が敵視されるだけでなく国際世界の分裂に手を貸すことになること。

「参戦法」「自衛隊一部改正」について

第一、「テロ根絶」のためと称して、米軍が行動すれば「白紙委任」的に、日本がその戦争に参加する仕組みとなっている。地理的にも、米軍の軍事作戦も知らされない。国務長官は「イラク、スーダンへの攻撃」や、「核兵器使用も選択肢の一つ」だと発言した。テロ組織は60か国以上ともいわれており、米国と一体で、全地球的に参戦させられることになる。

第二、「武力と一体でないから、憲法違反ではない」（小泉首相、中谷防衛庁長官）という議論は、まったくなりたたない。武器、弾薬の輸送、燃料や食料の補給すべてが武力行使だというのは、世界の常識である。燃料なしに戦車も戦闘機も動かないし、食料がなくなれば兵隊は餓死する。“兵器”なしに戦争はできない。現に、アメリカが要請し、NATOの大使官理事会で合意した集団的自衛権行使の8項目は、直接の戦闘活動しているイギリス以外の国との場合、すべて兵站であり、日本が行う内容と何ら違いがない。

国会審議で「インド洋上発射のミサイル、トマホークは、着弾地のみが戦闘行為だ」「次の発射までの時間は戦闘行為ではないので、その間に給油、補給をする」などという珍論、詭弁が

とびだしたが、さすがにこれに論調を合わせた、津野法務局長官は翌日訂正し11月6日の朝日新聞で弁明している。

第三、「難民支援だから」という理由での派遣も理由にならない。難民支援は、国連の援機構や赤十字などNGOの役割りである。米軍の側にたって参戦している日本が、しかも軍隊が行けば攻撃にさらされている。難民を逆に危険にさらすことになる。当初、野戦病院を設置していたパキスタン派兵を見送ったが、臨時国会終盤に上程、今期に成立をめざしたPKO法改悪、PKF（国連平和維持軍の武器使用の緩和、確立）の凍結解除は、明らかに、タリバン崩壊後のアフガニスタン国やその周辺国への派遣と東チモールへの派遣を意図していると考えられる。

「少しは危険な所へも行ってもらおう」（小泉首相）と発言している。第九条違反である。

アフガンではクラスター爆弾（子爆弾150発以上の地雷）が使用されている。米国が持つ通常爆弾の最大級の燃料気化爆弾BLC82は一発でサッカー場5つ分、半径6キロという無差別殺りく兵器である。クラスター爆弾を投下し、そこへ救援物資を投下し、空から「これにふれるな」と放送することのあさはかさと、米軍の異常ぶりは狂気のさたとしか言いようがない。

今回、自衛隊法の一部改正は、テロを口実にした便乗法であり、1985年に廃案となった「国家秘密法の一部」がちりばめられている。しかも、「テロ対策法」は時限立法であるが、この法律はそうではない。

一つ、米軍基地などの警備やテロ対策とは関係のない「防衛秘密」漏えい罪が組みこまれた。自民党に国防部会の積念の実現である。

自衛隊の活動範囲を「急迫不正」でなくとも拡大した。①自衛隊による米軍と自衛隊のための出動（警備出動）、②平時でも、自衛隊基地を警備するとき、武器使用を可能とする。③治安出動する以前の「情報収集活動」するとき、武器使用可能、④治安出動時に、武器使用できるケースの拡大、⑤「不審船」対処での武器使用

の拡大「(海上保安庁法＝(海上の警察)の改正について－「当該船舶が法令違反などの疑いがあり、かつ停戦命令を出しても抵抗、逃亡しようとする場合に最終手段として、人に危害を加えても罪に問われない『危害射撃』を認める要件を定めるもの。日本の領海内で挙動不審な行動をしたり、犯罪の疑いがある外国船に対応するのは警察力としての海上保安庁の任務であり、『不審船』などによる領海侵犯などがあった場合、軍隊である自衛隊ではなく、第一義的には、警察力で主権の侵害を守るとの立場」

二つ「情報収集」時－「不法行為が行なわれることが予測される場合」「多衆集合して行う暴行、若しくは脅迫」する場合、治安出動で武器使用を認める。(「政治上その他の主張、主義に基づき、国家もしくは、他人にこれを強要し、又は社会に不安、若しくは、恐怖を与える目的で、多数の人を殺傷し－行為が行なわれる恐れがあり、かつ、その被害を防止するための、特別の必要と認める場合」)＝「現代版、“治安維持法”」

三つ、「防衛秘密」漏えいの罰則化。3年～5年の懲役刑。防衛庁と契約会社の「防犯秘密」漏洩の民間会社の勤務者も量刑を5年以下に。会社

を退職した場合も適用。

報道関係者にも「－教唆し又は扇動した者」3年以下の懲役刑。以上は、昨年10月に発表された「アーミテージ・リポート」に見られる、アメリカ側の要求にそったものである。

国民が知る権利、国民に知らせる権利を奪うものである。米軍基地や自衛隊基地の前で海外派兵反対のデモを行った場合、出動した自衛隊は、国民にたいして銃口を向けることになる。平穏なデモ行進、国民の意思表示の当然の権利を敵視し、自衛隊が一方的に「危険だ」と判断すれば、機関銃をあびせることもありうるわけだ。最近、アメリカ軍の艦船が日本の港に寄港したさい、警察官が市民を監視して、寄港反対運動などの情報を米軍に提供して大問題となっている。今度のテロ問題と併用して国民の運動にたいして不法な調査、弾圧が行なわれる可能性もある。

このような悪法の中身を一刻も早く国民に知らせ、発動を許さない世論と運動を強めたいものだ。

(12月8日記)

(さとう みつお・安保破棄中央実行委員会事務局長)

狂牛病根絶で国民の安全、農家や営業を守ろう

石黒 昌孝

2001年11月21日、千葉に続き、北海道で2番目の狂牛病が発生しました。畜産農家だけでなく、国民全体に衝撃と大損害を与えており、その食と安全への影響は計りしれません。

1. 狂牛病は、BSE(牛海綿状脳症)というように、神経細胞にあるプリオンたん白が異常プリオン(立体構造が変化)になり増加、脳に集積し、その結果脳が海綿状になり、死んでしまう病気です。

この病気は2年～8年の潜伏期間があり、摂

氏130度の熱でも放射線でも死なない性質をもっています。ウイルスでないので接触感染はなく、経口感染だけです。異常プリオン汚染の肉骨粉などを飼料として与えないかぎり感染しません。牛、羊、山羊、水牛、鹿など反すう動物とミンク、猫が感染することが知られています。

人への感染では、英国で87人の若い人たちが罹患した脳がスポンジ状となる新型クロイツフェルト・ヤコブ病があります。これは狂牛病汚染の牛肉、牛由来産品を食べたのが原因だとする英国政府の報告もあります。